項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四八

四六六　漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四八

四六七　漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四八

四六八　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四六九　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四七〇　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四七一　漁業災害補償法第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四七二　漁業災害補償法第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四七三　漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 四九

四七四　漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 五〇

四七五　漁業災害補償法施行規則第五十四条の二第二項第三号（同規則第七十一条の十九（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）及び第七十一条第二項第二号（同規則第八十一条（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）（これらの規定を同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣の定める範囲を定める等の件の一部を改正する件　二七 62 五〇

四七六　漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件　二七 62 五〇

四七七　肥料を登録した件　二七 62 五〇

四七八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二八 三

四七九　農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件等の一部を改正する件　二八 五

四八〇　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二九 七

四八一　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二九 七

四八二　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二九 八

四八三　保安林の指定施業要件を変更する件　二九 九

四八四―四九一　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　三〇 四

四九二　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　三〇 五

四九三　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　三〇 六